

青少年：全世界で勾留が過剰

2007年のUNICEF調査によると、全世界の司法制度により勾留されている青少年は、どの時点を取っても110万人を超えているばかりか、この数字さえ現実を下回っている可能性があります。裁判を控えた子どもも、勾留中の幼児も、警察に留置されている子どもも、この数字には含まれていないからです。

児童の権利に関する条約が2009年に採択20周年を迎えたにもかかわらず、あまりにも多くの触法少年がその自由と権利を奪われています。

こどもの勾留を最初ではなく、最後の手段とすべき理由：

拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する国連特別報告者マンフレッド・ノック氏は2009年9月、国連総会に中間報告書を提出し、こどもの勾留に関する具体的な情報を明らかにしました。

この報告書では「...拘留中の子どもは特に弱い立場に置かれている。少なめに見ても、自由を奪われて警察署、裁判待機施設、刑務所、少年院などの勾留場所に収容されている子どもの数は現在、100万人を超える。これら子どもの大多数は、軽犯罪で告訴されるか、有罪判決を受けている。一般の見方に反し、凶悪犯罪にかかわっている者はごくわずかであり、しかもそのほとんどは初犯である」との調査結果が出されています。

多くの国々では、少年司法制度が（あるとしても）初歩的な段階にあり、人権基準を満たしていないことも、問題悪化の一因となっています。このような制約の中で、子どもの勾留が最後の手段ではなく、日常茶飯事となっています。また、福祉制度の機能不全または不備を少年司法制度が補っていることもあります。ストリートチルドレンなど、犯罪者ではなく福祉援助を必要とする子どもが勾留されているのはそのためです。

ノック氏は一般的に、刑事責任を問える最低年齢が多くの国できわめて低いことに警鐘を鳴らしています。氏が訪問調査で面会した子どもの中には、嘆かわしい衛生状態のもと、超過密の監房に押し込まれている者があまりにも多くいました。子どもの裁判前勾留は例外的な措置とすべきという意図があるにもかかわらず、こうした状況は裁判前の拘留期間に特に多く見られます。

ノック氏の報告書によると、一部の国々の国内法では、少年犯罪者に対する処罰として、殴打やむち打ちを行うことが明文で認められています。体罰はこれが禁止されている国々でも多く用いられています。報告書では、ひざを曲げ、両腕を広げた状態で一時間以上もかがんでいることを強制したり、長い間ベッドに手錠で縛り付けたり、頭や顔を平手打ちにしたり、素手で、または警棒などの道具を使って殴ったり、背中や尻を木の棒で決まった回数だけ叩いたり、窓のかんぬきから宙吊りにするといったやり方があげられています。こうした体罰は見せしめとして、他の子どもたちの前で行われることも多くあります。

少年勾留者を他の勾留者が虐待することも多くあります。虐待するのは主に大人ですが、子どもによるものもあります。言葉や心理的な虐待ばかりでなく、レイプを含む身体的な虐待もあります。

現実とイメージの大きな違い：

多くの国々では、青少年犯罪に対する世論とメディアのイメージが、データや調査結果に現れる現実とかけ離れています。

一般的な意見とは異なり、恵まれない環境にある青少年は凶悪犯罪の実行犯となるよりも、その被害者となる可能性のほうが高くなっています。例えば、イングランドとウェールズで行われた世論調査によると、回答者の 75%は過去 2 年間で少年犯罪者数が増えていると考えていたのに対し、警察が記録する実際の犯罪者数は減少していました。

女子のギャング・メンバーや若者による重大犯罪の増加など、深刻なユース・ギャング問題を抱える国があることは事実ですが、子どもの勾留は刑事司法制度の最後の手段とすべきです。

暴力の被害者または目撃者となる子どもも多数：

UNICEFによれば、年間 5 億人から 15 億人の子どもが暴力を受けていると見られます。予期せぬ単発的な暴力もありますが、子どもに対する暴力のほとんどは、両親やそのパートナー、継親、教師、宗教指導者、雇用主など、本来は子どもが信頼し、保護を求めるべき顔なじみの人々によるものです。家庭は子どもにとって最も安全な場所であるはずですが、37 カ国のデータを見る限り、2 歳から 14 歳の子どもの 86%は体罰や心理的な攻撃を受けています。これらの行為はほとんどが犯罪とみなされないため、裁判所に持ち込まれません。

暴力を目撃する子どもたちも弱い立場にあります。家庭内暴力を目の当たりにする子どもの数は、全世界で毎年 2 億 7,500 万人にも及ぶと見られています。

必要な対策：

もっとも重要な対策は、政府が子どもの勾留を制限することです。勾留を行う場合でも、最後の手段として、できるだけ短い期間、しかも、その他の方法では子どもの社会復帰が望めない場合にのみ行うべきです。

政府は、子どもの最善の利益を中心に考えた少年司法制度を導入するとともに、体罰が拷問その他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の禁止と相容れないことを肝に銘じる必要があります。国にはこの禁止規定を全面的に履行する義務があるからです。

加盟国は、少年司法と子どもの被害者・目撃者について包括的なアプローチを採用すべきです。また、触法少年の取扱いについては、制度のあらゆる段階で修復的司法プロセスを取り入れる措置を講じるべきです。

さらに詳しくは、下記をご覧ください。

www.unis.unvienna.org

www.unodc.org

www.crimecongress2010.com.br

ライブ・ウェブキャストは下記をご覧ください。

www.un.org/webcast/crime2010